



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 3月11日金曜日 第1640号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県垂直積雪量に関する規則及び愛媛県三崎大川放水路分 流堰操作規則の一部を改正する規則.....	253
愛媛県森林環境保全基金運営委員会規則.....	253

告 示

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	254
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	256
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	256
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	257
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	257
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	259
指定医師の所在地の変更.....	261
指定医師の辞退の届出.....	261
指定居宅支援事業者の指定（4件）.....	261
地籍調査の成果の認証.....	262
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	262
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	262
県営土地改良事業の換地処分.....	262
市営土地改良事業の換地処分.....	262
家畜商の免許.....	262
保安林の指定の解除.....	263
保安林予定森林にする旨の通知.....	263
公有水面埋立免許.....	264
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	269
道路の供用開始（ " ）.....	269
道路の区域変更（県道桜井山路線）.....	270
道路の供用開始（ " ）.....	270
道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）.....	270
道路の供用開始（県道松山川内自転車道線）.....	270
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	271
道路の区域変更（県道石畳中山線）.....	271
道路の供用開始（ " ）.....	271
開発行為に関する工事の完了.....	271
道路の位置の指定（2件）.....	272
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....	272
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	272

人事委員会規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	272
愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	273

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	273
---------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県垂直積雪量に関する規則及び愛媛県三崎大川放水路分
流堰操作規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県垂直積雪量に関する規則及び愛媛県三崎大川放 水路分流通堰操作規則の一部を改正する規則

（愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県垂直積雪量に関する規則（平成12年愛媛県規
則第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の項区域の欄中「及び双海町」を削り、「各町」
を「伊方町」に、「並びに」を「及び」に改め、同表5の
項同欄中「、伊予郡中山町」を削る。

（愛媛県三崎大川放水路分流通堰操作規則の一部改正）

第2条 愛媛県三崎大川放水路分流通堰操作規則（平成15年愛
媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三崎町」を「伊方町」に改める。

第8条第2号中「三崎町方面」を「伊方町方面」に改め
る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県森林環境保全基金運営委員会規則を次のように定め
る。

平成17年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県森林環境保全基金運営委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県森林環境保全基金条例（平成16
年愛媛県条例第50号）第8条の規定に基づき、愛媛県森林
環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）に関
し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者
が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行う
ものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができない
と認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員た
るに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免
することができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき
、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長
が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(参考人)

第5条 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができ

る。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森林局森林整備課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
砥部町	伊予郡砥部町宮内1392	砥部町デイサービスセンター	伊予郡砥部町総津398番地	平成17年1月1日
社会福祉法人砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南719番地	砥部町社協	伊予郡砥部町大南719番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問介護事業所	喜多郡内子町平岡甲168番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問介護事業所小田支所	喜多郡内子町小田82番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	喜多郡内子町小田82番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町老人デイサービスセンター	喜多郡内子町五十崎甲945番地3	平成17年1月1日
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	鬼北町国民健康保険小倉診療所	北宇和郡鬼北町大字小倉869番地1	平成17年1月1日
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	鬼北町国民健康保険愛治診療所	北宇和郡鬼北町大字清水970番地1	平成17年1月1日
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	鬼北町国民健康保険日吉診療所	北宇和郡鬼北町大字下鍵山299番地	平成17年1月1日
社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町大字近永782番地	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町近永782番地	平成17年1月1日
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	岡村診療所	今治市関前岡村甲18番地2	平成17年1月16日
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	大下出張診療所	今治市関前大下甲65番地3	平成17年1月16日
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	小大下出張診療所	今治市関前小大下甲2115番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成17年1月16日

社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター玉川	今治市玉川町大野甲86番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター大島	今治市宮窪町宮窪3544番地2	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター朝倉	今治市朝倉下乙112番地2	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター・波方	今治市波方町樋口甲264番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター・菊間	今治市菊間町池原34番地	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター・関前	今治市関前岡村甲2525番地第1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター・上浦	今治市上浦町甘崎3878番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協グループホームゆいの家	今治市大三島町野々江2435番地1	平成17年1月16日
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目2番36号	介護サービスセンター今治たちばな	今治市郷本町一丁目2番36号	平成17年2月1日
有限会社エスエー	宇和島市和霊東町三丁目3番15号	訪問介護さち	宇和島市和霊東町三丁目3番15号	平成17年2月25日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所肱川	大洲市肱川町山鳥坂72番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所河辺	大洲市河辺町植松428番地	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター若宮	大洲市若宮625番地の4	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター長浜	大洲市柴甲1402番地3	平成17年1月11日
大洲市	大洲市大洲690 - 1	大洲市指定通所介護事業所肱流苑	大洲市肱川町宇和川65番地	平成17年1月11日

大洲市	大洲市大洲690 - 1	大洲市櫛生診療所	大洲市長浜町櫛生甲196番地の3	平成17年1月11日
大洲市	大洲市大洲690 - 1	大洲市豊茂診療所	大洲市豊茂甲536番地の1	平成17年1月11日
大洲市	大洲市大洲690 - 1	大洲市出海診療所	大洲市長浜町出海甲1282番地	平成17年1月11日
医療法人中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	平成17年1月1日

○愛媛県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南719番地	砥部町社協	伊予郡砥部町大南719番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町在宅介護支援センター社協	喜多郡内子町平岡甲168番地	平成17年1月1日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会居宅介護支援事業所小田支所	喜多郡内子町小田82番地	平成17年1月1日
社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町大字近永782番地	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町近永782番地	平成17年1月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護支援センター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成17年1月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護支援センター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成17年1月16日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所肱川	大洲市肱川町山鳥坂72番地1	平成17年1月11日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	大洲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所河辺	大洲市河辺町植松428番地	平成17年1月11日

○愛媛県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） 介護事業者 の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町二丁目 8番12号	訪問看護ステーションきぼ の苑	(変更後) 新居浜市西の土居町二丁目 8番12号	平成16年4月1日
			(変更前) 新居浜市江口町1番48号	

○愛媛県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） 介護事業者 の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906-5	(変更後) 伊予訪問看護ステーション	伊予市八倉906-5	平成16年10月15日
		(変更前) 伊予老人訪問看護ステーション		

○愛媛県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） 介護支援事業者 の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906-5	いよ居宅介護支援事業所	(変更後) 伊予市八倉906番地5	平成16年12月15日
			(変更前) 伊予市八倉917-1	

○愛媛県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅） 介護事業者 の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村朝倉下112-2	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村朝倉下112-2	平成17年1月15日
社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大野95	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大野95	平成17年1月15日
社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口甲250	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口甲250	平成17年1月15日
波方町	越智郡波方町樋口甲250	波方町デイサービスセンター	越智郡波方町樋口甲264番地1	平成16年3月31日
社会福祉法人大西町社会福祉協議会	越智郡大西町宮脇501-2	ふれあいケアセンターおおにし	越智郡大西町宮脇501-2	平成17年1月15日

大西町	越智郡大西町宮脇506 - 1	指定通所介護事業所大西町 デイサービスセンター	越智郡大西町宮脇501 - 2	平成17年1月15日
社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20 - 1	菊間町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	越智郡菊間町池原20 - 1	平成17年1月15日
社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20 - 1	菊間町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	越智郡菊間町池原20 - 1	平成17年1月15日
社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20 - 1	指定通所介護事業所菊間町 デイサービスセンター	越智郡菊間町池原34	平成17年1月15日
社会福祉法人吉海町社会福祉協議会	越智郡吉海町名1466	吉海町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	越智郡吉海町名1466	平成17年1月15日
社会福祉法人宮窪町社会福祉協議会	越智郡宮窪町宮窪3544 - 2	社会福祉法人宮窪町社会福祉協議会	越智郡宮窪町宮窪3544 - 2	平成17年1月15日
社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦甲3930 - 1	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦甲3930 - 1	平成17年1月15日
社会福祉法人上浦町社会福祉協議会	越智郡上浦町甘崎3878 - 1	社会福祉法人上浦町社会福祉協議会	越智郡上浦町甘崎3878 - 1	平成17年1月15日
社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町野々江2435 - 2	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町野々江2435 - 2	平成17年1月15日
関前村	越智郡関前村大字岡村甲73 2番地	岡村へき地出張診療所	越智郡関前村大字岡村甲18 番地2	平成17年1月16日
関前村	越智郡関前村大字岡村甲73 2番地	大下へき地出張診療所	越智郡関前村大字大下甲18 55番地	平成17年1月16日
中島町	温泉郡中島町大浦1626番地	国民健康保険町立中島中央 病院	温泉郡中島町大字大浦3081 番地1	平成16年12月31日
社会福祉法人小田町社会福祉協議会	上浮穴郡小田町大字町村82	社会福祉法人小田町社会福祉協議会	上浮穴郡小田町町村82	平成16年12月31日
小田町	上浮穴郡小田町大字町村82 番地	小田町立歯科診療所	上浮穴郡小田町大字町村82 番地	平成16年12月31日
広田村	伊予郡広田村総津385番地	広田村国民健康保険診療所	伊予郡広田村総津396番地	平成16年12月31日
広田村	伊予郡広田村総津385	広田村デイサービスセンタ ー	伊予郡広田村総津398	平成16年12月31日
社会福祉法人砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南719	砥部町社協	伊予郡砥部町大南719	平成16年12月31日
長浜町	喜多郡長浜町大字長浜甲48 0番地の3	長浜町櫛生診療所	喜多郡長浜町大字櫛生甲19 8	平成17年1月10日
長浜町	喜多郡長浜町大字長浜甲48 0番地の3	長浜町豊茂診療所	喜多郡長浜町大字豊茂甲53 6番地の1	平成17年1月10日
長浜町	喜多郡長浜町大字長浜甲48 0番地の3	長浜町出海診療所	喜多郡長浜町大字出海甲12 82番地	平成17年1月10日
長浜町	喜多郡長浜町大字長浜甲48 0番地の3	長浜町青島診療所	喜多郡長浜町大字青島遅越 78番地6	平成17年1月10日

社会福祉法人長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480 - 3	長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480 - 3	平成17年1月10日
社会福祉法人長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町大字長浜甲480番地の3	長浜町デイサービスセンター指定通所介護事業所	喜多郡長浜町柴甲1402番地3	平成17年1月10日
社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町平岡甲168	五十崎町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	喜多郡五十崎町平岡甲168	平成16年12月31日
社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町平岡甲168	五十崎町老人デイサービスセンター指定通所介護事業所	喜多郡五十崎町古田甲945 - 3	平成16年12月31日
肱川町	喜多郡肱川町大字山鳥坂74	肱川町指定通所介護事業所 肱流苑	喜多郡肱川町宇和川65	平成17年1月10日
社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村植松428	社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村植松428	平成17年1月10日
広見町	北宇和郡広見町大字近永800 - 1	広見町国民健康保険三島診療所	北宇和郡広見町大字小松1511	平成17年1月1日
広見町	北宇和郡広見町大字近永800 - 1	広見町国民健康保険愛治診療所	北宇和郡広見町大字清水970番地の1	平成17年1月1日
日吉村	北宇和郡日吉村大字下鍵山299番地	日吉村国民健康保険診療所	北宇和郡日吉村大字下鍵山299番地	平成17年1月1日
社会福祉法人日吉村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村下鍵山500番地	社会福祉法人日吉村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村下鍵山500番地	平成16年12月31日
森 廉一郎	北宇和郡津島町岩松甲579	森医院	北宇和郡津島町岩松甲579	平成12年5月16日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1 - 9 - 8	今治市社会福祉協議会介護サービスセンター	今治市南宝来町1 - 9 - 8	平成17年1月15日
株式会社アスティス	新居浜市多喜浜67 - 173	株式会社アスティス新居浜営業所	新居浜市多喜浜67 - 173	平成16年6月1日
株式会社トマト	松山市西垣生町771番地11	トマト薬局新須賀店	新居浜市新須賀町四丁目15 - 18	平成14年4月20日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270 - 1	大洲市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	大洲市東大洲270 - 1	平成17年1月10日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270 - 1	大洲市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	大洲市東大洲270 - 1	平成17年1月10日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270 - 1	大洲市社会福祉協議会指定通所介護事業所 デイサービスセンター 若宮	大洲市若宮625 - 4	平成17年1月10日
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270 - 1	大洲市社会福祉協議会指定通所介護事業所 デイサービスセンター 東大洲	大洲市東大洲270 - 1	平成17年1月10日
中 村 貢	伊予市米湊786番1	中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	平成16年12月31日

○愛媛県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村朝倉下112-2	社会福祉法人朝倉村社会福祉協議会	越智郡朝倉村朝倉下112-2	平成17年1月15日
玉川町	越智郡玉川町大字三反地甲10番地1	玉川町保健センター	越智郡玉川町大野95	平成14年11月30日
社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大野95	社会福祉法人玉川町社会福祉協議会	越智郡玉川町大野95	平成17年1月15日
社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口甲250	社会福祉法人波方町社会福祉協議会	越智郡波方町樋口甲250	平成17年1月15日
社会福祉法人大西町社会福祉協議会	越智郡大西町宮脇501-2	ふれあいケアセンターおおいし	越智郡大西町宮脇501-2	平成17年1月15日
社会福祉法人菊間町社会福祉協議会	越智郡菊間町池原20-1	菊間町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	越智郡菊間町池原20-1	平成17年1月15日
社会福祉法人吉海町社会福祉協議会	越智郡吉海町名1466	吉海町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	越智郡吉海町名1466	平成17年1月15日
宮窪町	越智郡宮窪町宮窪2668	宮窪町指定居宅介護支援事業所	越智郡宮窪町宮窪3544-2	平成16年3月31日
社会福祉法人宮窪町社会福祉協議会	越智郡宮窪町宮窪3544番地の2	指定居宅介護支援事業所みやくほ	越智郡宮窪町宮窪3544番地の2	平成17年1月15日
社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦甲3930-1	社会福祉法人伯方町社会福祉協議会	越智郡伯方町木浦甲3930-1	平成17年1月15日
社会福祉法人上浦町社会福祉協議会	越智郡上浦町甘崎3878-1	社会福祉法人上浦町社会福祉協議会	越智郡上浦町甘崎3878-1	平成17年1月15日
社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町野々江2435-2	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町野々江2435-2	平成17年1月15日
関前村	越智郡関前村岡村732	関前村高齢者生活福祉センター	越智郡関前村岡村甲2525-1	平成17年1月15日
社会福祉法人小田町社会福祉協議会	上浮穴郡小田町町村82	社会福祉法人小田町社会福祉協議会	上浮穴郡小田町町村82	平成16年12月31日
社会福祉法人砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南719	砥部町社協	伊予郡砥部町大南719	平成16年12月31日
社会福祉法人長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480-3	長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480-3	平成17年1月10日
社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町平岡甲168番地	五十崎町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	喜多郡五十崎町平岡甲168番地	平成16年12月31日
社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村植松428	社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村植松428	平成17年1月10日
社会福祉法人日吉村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村大字下鍵山500番地	社会福祉法人日吉村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	北宇和郡日吉村下鍵山500番地	平成16年12月31日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1-9-8	今治市社会福祉協議会介護サービスセンター	今治市南宝来町1-9-8	平成17年1月15日
株式会社アスティス	新居浜市多喜浜67-173	株式会社アスティス新居浜指定居宅介護支援事業所	新居浜市多喜浜67-173	平成16年6月1日

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270 - 1	大洲市社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	大洲市東大洲270 - 1	平成17年1月10日
------------------	---------------	---------------------------	---------------	------------

○愛媛県告示第511号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
宮 本 佳 人	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	財団法人積善会附属十全 総合病院	新居浜市北新町1番5号	平成17年 2月28日

○愛媛県告示第512号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語機能 障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附 属病院	清 水 義 貴	東温市志津川	平成 17年2月28日

○愛媛県告示第513号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200213144	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	知的障害者地域生活 援助	知的障害者地域生活 援助事業グループホ ームうずしお	今治市宮ヶ崎字下川 原甲709番地4	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第514号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300175110	石鎚交通株式会社	西条市神拝乙36番地 の4	妻 鳥 健	児童居宅介護	いしづち介護サービ ス	西条市神拝乙36番地 の4	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第515号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100187117	石鎚交通株式会社	西条市神拝乙36番地 の4	妻 鳥 健	身体障害者居 宅介護	いしづち介護サービ ス	西条市神拝乙36番地 の4	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第516号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200214118	石鎚交通株式会社	西条市神拝乙36番地の4	妻 鳥 健	知的障害者居宅介護	いしづち介護サービス	西条市神拝乙36番地の4	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第517号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
八幡浜市	日土町4番耕地、8番耕地の一部	平成15年度から平成16年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川之江町の一部	平成15年度から平成16年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成17年3月11日

○愛媛県告示第518号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年3月14日から4月11日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第519号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土

地改良事業（かんがい排水）・東組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東組地区）計画書の写し
- (2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年3月14日から4月11日まで

3 縦覧場所

津島町役場

○愛媛県告示第520号

平成17年3月4日県営ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）広見地区（上川工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第521号

平成17年2月25日西予市営県単独土地改良事業二間市地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第522号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1701号	平成17年3月11日	四国中央市豊岡町岡銅211-2	河 村 典 起	昭和32年7月19日
第1702号	平成17年3月11日	四国中央市豊岡町岡銅211-2	河 村 幸 志	昭和56年7月22日

○愛媛県告示第523号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西予市野村町旭12の2、13、14、15の3、16の2、16の3、17の2、29の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第524号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市小松町石鎚字老之川・字上黒川(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市西之川字野地丁・字老野丁(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市西之川字元山丁(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字大保子谷山・字主谷山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字笹ヶ峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹ヶ峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏山・字平サコ山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上畑野川字行長山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町西谷字伊豆ヶ谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字伊豆ヶ谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町中川字小田深山・字丸石山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小田深山・字丸石山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第525号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年3月11日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1工区

越智郡上島町弓削土生105番から同町弓削太田190番1までの地先公有水面

(イ) 2工区

越智郡上島町弓削太田189番から同99番までの地先公有水面

(ウ) 3工区

越智郡上島町弓削下弓削839番1地先の公有水面及び同町弓削下弓削209番から同121番6までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 1工区

次の1点から35点までを順次直線で結んだ線、35点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線、36点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点と36点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属錐）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

1 点は、基点から真北 177 度25分36秒757 .09メートルの地点

2 点は、1 点から真北 261 度58分14秒1 .18メートルの地点

3 点は、2 点から真北 349 度31分14秒1 .51メートルの地点

4 点は、3 点から真北 259 度31分54秒1 .21メートルの地点

5 点は、4 点から真北 349 度30分40秒2 .50メートルの地点

6 点は、5 点から真北79度32分24秒1 .22メートルの地点

7 点は、6 点から真北 348 度08分10秒6 .69メートルの地点

8 点は、7 点から真北 337 度30分38秒5 .91メートルの地点

9 点は、8 点から真北 334 度53分19秒8 .27メートルの地点

10点は、9 点から真北 331 度19分33秒5 .32メートルの地点

11点は、10点から真北 330 度32分31秒5 .78メートルの地点

12点は、11点から真北 329 度47分35秒4 .63メートルの地点

13点は、12点から真北 329 度05分34秒4 .56メートルの地点

14点は、13点から真北 328 度48分28秒0 .81メートルの地点

15点は、14点から真北 328 度21分26秒4 .90メートルの地点

16点は、15点から真北 327 度38分35秒4 .83メートルの地点

17点は、16点から真北 327 度01分58秒3 .71メートルの地点

18点は、17点から真北 327 度03分29秒 13 .13メートルの地点

19点は、18点から真北 327 度04分31秒0 .80メートルの地点

20点は、19点から真北 327 度03分34秒1 .75メートルの地点

21点は、20点から真北 237 度04分16秒1 .21メートルの地点

22点は、21点から真北 327 度03分49秒2 .50メートルの地点

23点は、22点から真北57度04分16秒1 .21メートルの地点

24点は、23点から真北 327 度02分53秒2 .75メートルの地点

25点は、24点から真北 324 度58分20秒4 .82メートルの地点

26点は、25点から真北 326 度25分56秒5 .42メートルの地点

27点は、26点から真北 327 度58分51秒1 .06メートルの地点

28点は、27点から真北 327 度54分36秒0 .80メートルの地点

29点は、28点から真北 327 度57分21秒3 .38メートルの地点

30点は、29点から真北 329 度26分52秒5 .10メートルの地点

31点は、30点から真北 330 度54分01秒5 .07メートルの地点

32点は、31点から真北 332 度25分11秒5 .56メートルの地点

33点は、32点から真北 323 度01分25秒3 .35メートルの地点

34点は、33点から真北 327 度00分27秒4 .31メートルの地点

35点は、34点から真北54度20分36秒2 .04メートルの地点

36点は、基点から真北 182 度12分53秒647 .67メートルの地点

37点は、36点から真北 268 度21分45秒1 .99メートルの地点

38点は、37点から真北 352 度50分06秒2 .11メートルの地点

39点は、38点から真北 357 度41分07秒2 .08メートルの地点

40点は、39点から真北 340 度36分35秒2 .67メートルの地点

41点は、40点から真北 342 度28分49秒5 .50メートルの地点

42点は、41点から真北 344 度54分38秒5 .13メートルの地点

43点は、42点から真北 347 度18分15秒5 .37メートルの地点

44点は、43点から真北 349 度41分28秒5 .03メートルの地点

45点は、44点から真北 352 度03分26秒5 .38メートルの地点

46点は、45点から真北 354 度31分57秒5 .53メートルの地点

47点は、46点から真北 357 度02分17秒5 .33メートルの地点

48点は、47点から真北 359 度24分16秒5 .10メートルの地点

49点は、48点から真北 1 度44分36秒5 .10メートルの地点

50点は、49点から真北 4 度05分10秒5 .18メートルの地点

51点は、50点から真北 5 度56分33秒3 .03メートルの地点

52点は、51点から真北 276 度38分47秒1 .21メートル

ルの地点

53点は、52点から真北7度25分07秒3.40メートルの地点

54点は、53点から真北96度38分27秒1.21メートルの地点

55点は、54点から真北9度08分50秒4.10メートルの地点

56点は、55点から真北10度57分05秒3.83メートルの地点

57点は、56点から真北8度09分51秒5.78メートルの地点

58点は、57点から真北13度09分42秒7.24メートルの地点

59点は、58点から真北101度55分36秒1.03メートルの地点

(イ) 2工区

次の60点から67点までを順次直線で結んだ線、67点と60点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線、68点から109点までを順次直線で結んだ線並びに109点と68点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属錐)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

60点は、基点から真北182度10分33秒544.67メートルの地点

61点は、60点から真北305度29分00秒1.76メートルの地点

62点は、61点から真北32度41分41秒3.21メートルの地点

63点は、62点から真北39度58分53秒2.32メートルの地点

64点は、63点から真北30度23分11秒4.80メートルの地点

65点は、64点から真北32度50分18秒5.95メートルの地点

66点は、65点から真北35度30分10秒5.71メートルの地点

67点は、66点から真北37度59分29秒2.93メートルの地点

68点は、基点から真北180度08分12秒514.42メートルの地点

69点は、68点から真北40度53分46秒0.44メートルの地点

70点は、69点から真北42度20分35秒4.95メートルの地点

71点は、70点から真北43度52分38秒5.22メートルの地点

72点は、71点から真北45度28分59秒5.41メートルの地点

73点は、72点から真北47度11分07秒4.87メートル

の地点

74点は、73点から真北46度54分30秒0.80メートルの地点

75点は、74点から真北48度59分31秒6.40メートルの地点

76点は、75点から真北316度30分04秒1.21メートルの地点

77点は、76点から真北46度38分10秒3.10メートルの地点

78点は、77点から真北136度34分12秒1.21メートルの地点

79点は、78点から真北46度38分07秒1.82メートルの地点

80点は、79点から真北47度28分01秒0.80メートルの地点

81点は、80点から真北47度17分57秒2.30メートルの地点

82点は、81点から真北46度36分47秒20.00メートルの地点

83点は、82点から真北46度36分55秒20.00メートルの地点

84点は、83点から真北46度36分48秒20.00メートルの地点

85点は、84点から真北46度37分14秒8.43メートルの地点

86点は、85点から真北46度26分06秒5.97メートルの地点

87点は、86点から真北46度13分28秒5.56メートルの地点

88点は、87点から真北46度01分37秒1.70メートルの地点

89点は、88点から真北45度59分51秒0.80メートルの地点

90点は、89点から真北46度01分38秒2.20メートルの地点

91点は、90点から真北45度50分05秒5.09メートルの地点

92点は、91点から真北45度38分01秒4.30メートルの地点

93点は、92点から真北45度41分37秒0.80メートルの地点

94点は、93点から真北45度26分37秒5.04メートルの地点

95点は、94点から真北45度14分33秒5.04メートルの地点

96点は、95点から真北45度02分52秒5.65メートルの地点

97点は、96点から真北44度51分32秒4.65メートルの地点

98点は、97点から真北44度39分47秒4.78メートルの地点

99点は、98点から真北314度33分56秒1.21メートルの地点

100 点は、99点から真北44度32分53秒3.70メートルの地点

101 点は、100点から真北134度33分53秒1.21メートルの地点

102 点は、101点から真北44度31分32秒1.19メートルの地点

103 点は、102点から真北44度17分43秒4.82メートルの地点

104 点は、103点から真北44度06分37秒5.16メートルの地点

105 点は、104点から真北43度54分41秒4.88メートルの地点

106 点は、105点から真北43度43分30秒5.01メートルの地点

107 点は、106点から真北43度31分46秒3.64メートルの地点

108 点は、107点から真北36度03分47秒5.21メートルの地点

109 点は、108点から真北126度40分08秒1.02メートルの地点

(ウ) 3 工区

次の110点から115点までを順次直線で結んだ線、115点と110点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線、116点から160点までを順次直線で結んだ線並びに160点と116点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.83メートル)における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属鉾)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

110 点は、基点から真北130度45分00秒288.18メートルの地点

111 点は、110点から真北17度17分50秒3.68メートルの地点

112 点は、111点から真北107度20分19秒0.99メートルの地点

113 点は、112点から真北17度22分09秒4.17メートルの地点

114 点は、113点から真北17度22分15秒2.38メートルの地点

115 点は、114点から真北17度03分21秒8.02メートルの地点

116 点は、基点から真北108度06分17秒259.27メートルの地点

117 点は、116点から真北6度22分17秒1.98メートルの地点

118 点は、117点から真北4度46分14秒5.22メートルの地点

119 点は、118点から真北3度00分51秒5.19メートルの地点

120 点は、119点から真北1度19分20秒4.85メートルの地点

121 点は、120点から真北358度42分20秒4.72メートルの地点

122 点は、121点から真北356度03分20秒4.87メートルの地点

123 点は、122点から真北353度28分36秒4.52メートルの地点

124 点は、123点から真北350度53分40秒4.83メートルの地点

125 点は、124点から真北348度18分39秒4.65メートルの地点

126 点は、125点から真北345度34分06秒5.28メートルの地点

127 点は、126点から真北254度05分54秒1.24メートルの地点

128 点は、127点から真北343度26分01秒2.48メートルの地点

129 点は、128点から真北72度44分52秒1.24メートルの地点

130 点は、129点から真北342度16分54秒1.74メートルの地点

131 点は、130点から真北340度27分56秒4.78メートルの地点

132 点は、131点から真北337度55分26秒4.53メートルの地点

133 点は、132点から真北335度19分16秒4.93メートルの地点

134 点は、133点から真北332度40分37秒3.29メートルの地点

135 点は、134点から真北332度40分14秒0.90メートルの地点

136 点は、135点から真北330度19分24秒4.75メートルの地点

137 点は、136点から真北236度17分14秒1.32メートルの地点

138 点は、137点から真北326度17分51秒10.00メートルの地点

139 点は、138点から真北56度19分20秒1.33メートルの地点

140 点は、139点から真北322度17分07秒4.78メートルの地点

141 点は、140点から真北319度37分19秒4.70メートルの地点

142 点は、141点から真北317度01分50秒4.72メートルの地点

143 点は、142点から真北314度18分13秒5.20メートルの地点

144 点は、143点から真北222度45分48秒0.23メートルの地点

145 点は、144点から真北312度11分30秒2.50メートルの地点

146 点は、145点から真北41度43分48秒0.24メートルの地点

147 点は、146点から真北310度58分06秒1.91メートルの地点

トルの地点
 148 点は、147 点から真北 309 度11分31秒4.61メ
 トルの地点
 149 点は、148 点から真北 306 度28分31秒5.23メ
 トルの地点
 150 点は、149 点から真北 303 度55分54秒4.98メ
 トルの地点
 151 点は、150 点から真北 302 度30分06秒4.57メ
 トルの地点
 152 点は、151 点から真北 301 度08分49秒4.32メ
 トルの地点
 153 点は、152 点から真北 299 度45分45秒5.01メ
 トルの地点
 154 点は、153 点から真北 298 度16分40秒4.74メ
 トルの地点
 155 点は、154 点から真北 296 度50分17秒4.89メ
 トルの地点
 156 点は、155 点から真北 295 度20分12秒5.02メ
 トルの地点
 157 点は、156 点から真北 294 度10分19秒2.75メ
 トルの地点
 158 点は、157 点から真北 294 度33分46秒 17.47
 メートルの地点
 159 点は、158 点から真北25度20分07秒3.86メ
 トルの地点
 160 点は、159 点から真北25度20分37秒2.77メ
 トルの地点

ウ 面積

1 工区 961.96平方メートル
 2 工区 1,879.34平方メートル
 3 工区 2,068.82平方メートル
 合 計 4,910.12平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡上島町弓削土生 105 番から同町弓削太田 1
90番 1 までの地先公有水面及び陸域

(イ) 2 工区

越智郡上島町弓削太田 190 番 1 から同58番までの
地先公有水面及び陸域

(ウ) 3 工区

越智郡上島町弓削下弓削 209 番から同 121 番 6 ま
での地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1 工区

次の A 点から d 点までを順次直線で結んだ線及び
d 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ
下防波堤に設置された金属鉋）は、北緯34度15分30
秒、東経 133 度12分05秒の地点

A 点は、基点から真北 177 度09分45秒772.17メ
ートルの地点

B 点は、A 点から真北 260 度06分27秒 84.41メ

ートルの地点

C 点は、B 点から真北 327 度41分51秒 99.95メ
ートルの地点

D 点は、C 点から真北 340 度43分53秒 50.00メ
ートルの地点

E 点は、D 点から真北 351 度16分39秒 50.00メ
ートルの地点

F 点は、E 点から真北 6 度59分29秒 50.00メ
ートルの地点

G 点は、F 点から真北14度20分59秒 35.69メ
ートルの地点

V 点は、G 点から真北 113 度15分47秒 88.61メ
ートルの地点

W 点は、V 点から真北 192 度02分45秒 15.24メ
ートルの地点

X 点は、W 点から真北 181 度49分01秒 18.94メ
ートルの地点

Y 点は、X 点から真北 172 度16分33秒 42.40メ
ートルの地点

Z 点は、Y 点から真北 178 度29分01秒 17.38メ
ートルの地点

a 点は、Z 点から真北 142 度34分34秒 48.80メ
ートルの地点

b 点は、a 点から真北 147 度51分08秒 25.79メ
ートルの地点

c 点は、b 点から真北 154 度09分34秒 20.16メ
ートルの地点

d 点は、c 点から真北 159 度13分50秒 14.24メ
ートルの地点

(イ) 2 工区

次の V 点から U 点までを順次直線で結んだ線及び
U 点と V 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ
下防波堤に設置された金属鉋）は、北緯34度15分30
秒、東経 133 度12分05秒の地点

V 点は、基点から真北 182 度41分22秒556.02メ
ートルの地点

G 点は、V 点から真北 293 度15分49秒 88.61メ
ートルの地点

H 点は、G 点から真北24度00分23秒 14.46メ
ートルの地点

I 点は、H 点から真北34度35分54秒 50.00メ
ートルの地点

J 点は、I 点から真北45度49分40秒174.94メ
ートルの地点

K 点は、J 点から真北 131 度45分06秒 66.81メ
ートルの地点

L 点は、K 点から真北32度39分13秒 27.25メ
ートルの地点

M 点は、L 点から真北97度00分41秒 16.47メ
ートルの地点

N 点は、M 点から真北 115 度36分38秒 11.39メ
ートルの地点

O点は、N点から真北 215 度23分11秒 47.57メートルの地点
 P点は、O点から真北 224 度21分58秒 81.96メートルの地点
 Q点は、P点から真北 206 度28分17秒 26.41メートルの地点
 R点は、Q点から真北 224 度27分24秒 7.88メートルの地点
 S点は、R点から真北 231 度48分11秒 37.99メートルの地点
 T点は、S点から真北 244 度15分45秒 22.19メートルの地点
 U点は、T点から真北 244 度41分59秒 13.80メートルの地点
 (ウ) 3工区
 次のe点からp点までを順次直線で結んだ線及びp点とe点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 基点(越智郡上島町弓削下弓削 119番地先の岳ノ下防波堤に設置された金属鉄)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点
 e点は、基点から真北 112 度25分12秒 266.13メートルの地点
 f点は、e点から真北 264 度02分02秒 82.26メートルの地点
 g点は、f点から真北 353 度35分36秒 60.82メートルの地点
 h点は、g点から真北 296 度22分33秒 61.22メートルの地点

i点は、h点から真北24度22分12秒 92.43メートルの地点
 j点は、i点から真北 114 度42分18秒 72.24メートルの地点
 k点は、j点から真北98度14分27秒 25.67メートルの地点
 l点は、k点から真北 121 度08分51秒 8.47メートルの地点
 m点は、l点から真北 137 度19分11秒 6.94メートルの地点
 n点は、m点から真北 159 度58分32秒 8.45メートルの地点
 o点は、n点から真北 168 度17分14秒 37.49メートルの地点
 p点は、o点から真北 179 度58分05秒 37.97メートルの地点

ウ 面積

1工区	23,710.07平方メートル
2工区	22,289.29平方メートル
3工区	16,688.66平方メートル
合計	62,688.02平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地	約 2,190平方メートル
道路用地	約 2,650平方メートル
水路用地	約 70平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年2月28日

○愛媛県告示第 526 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	今治丹原線	今治市四村字日本246番7から 同字244番3まで	旧	メートル 9.0~12.0	キロメートル 0.042	
			新	12.0~12.5	0.042	
"	"	今治市五十嵐字額ヶ内甲18番3から 同字甲19番5まで	旧	9.1~12.0	0.087	
			新	12.0~13.2	0.087	

○愛媛県告示第 527 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市四村字日本246番7から 同字244番3まで	平成17年3月11日
"	"	今治市五十嵐字額ヶ内甲18番3から 同字甲19番5まで	"

○愛媛県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	桜井山路線	今治市郷本町二丁目478番4地先から 同町三丁目590番地先まで	旧	メートル 6.0～19.6	キロメートル 0.146	
			新	12.0～19.6	0.146	

○愛媛県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市郷本町二丁目478番4地先から 同町三丁目590番地先まで	平成17年3月11日

○愛媛県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲1番から 同町甲218番1地先まで	旧	メートル 4.6～6.0	キロメートル 0.040	
			新	6.7～7.9	0.040	

○愛媛県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内自転車道線	東温市南方2959番1地先から 同市南方2226番1地先まで	平成17年3月11日

○愛媛県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号588番19から 同大字6号586番2まで	平成17年3月11日

○愛媛県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山10号303番4	旧	メートル 11.0～17.0	キロメートル 0.029	
			新	13.0～19.0	0.029	

○愛媛県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山10号303番4	平成17年3月11日

○愛媛県告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第54号 平成17年2月28日	伊予市上野字大地1412番1及び1412番7	松山市天山一丁目12番1号 株式会社 上成建設 代表取締役 上田 義行
16松局伊土検（開）第55号 平成17年3月1日	伊予郡松前町大字神崎104番7	新居浜市庄内三丁目1番68号 高石 博明

16西局丹土（開）第16号 平成17年2月28日	西条市周布667番23、669番4、688番1、690番1、690番2、691番1、693番1、693番2、693番5、696番、697番1、698番10、698番11、700番1、700番3、700番4、700番5、700番6、700番7、701番1、701番2、701番10、701番11、701番12、701番13、701番14、701番15、701番27、701番31及び713番2	西条市三津屋東1番5 有限会社 イースト開発 代表取締役 森 川 勝 利
-----------------------------	---	--

○愛媛県告示第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
四国中央市金田町半田字松ノ本乙268番1
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市三島金子2丁目4番23号
うま農業協同組合
代表理事組合長 石川 迪士
- 3 図面省略

○愛媛県告示第537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
大洲市若宮字ソウザン586番1、586番3、586番4、606番13、606番16、606番17及び606番20

○愛媛県告示第539号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第81号	松山市北持田町132番地	中予地区町村協議会事務局	松山市北持田町132番地 松山地方局内	平成17年2月28日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1004

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年3月11日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7368）の一部を次のように改正する。

別表第1西予市の項中「 | 城川町古市2128番地の2 | 野村高等学校土居分校 | 」を削り、「 | 城川町高野子61番地の3 | 野村警察署高川駐在所 | 」を「 | 城川町古市2128番地の2 | 城川町高野子61番地の3 | 」に改める。

- 2 申請人の住所氏名
大洲市若宮443番地1
岡本 英
- 3 図面省略

○愛媛県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成15年6月愛媛県告示第1344号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。
平成17年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 4 を次のように改める。
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域
本 社	愛媛県松山市千舟町六丁目4番地2	愛媛県の全域
東予事務所	愛媛県西条市神拝甲27番地4	今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市の全域

野村高等学校土居分校
野村警察署高川駐在所 | 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1級別区分欄に掲げる級別が改正前の特地勤務手当等に関する規則別表第1級別区分欄に掲げる級別より下位である公署にこの規則の施行の日の前日から引き続き在勤している職員の特地勤務手当の月額、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額が同日において受けていた特地勤務手当の月額（以下「旧特地勤務手当の月額」という。）に達するまでの間（その期間内に当該公署が移転した場合又は当該公署が特地公署に該当しなくなった場合又は当該公署が特地公署に該当しなくなった日の前日までの間）、当該旧特地

勤務手当の月額に相当する額とする。

○愛媛県人事委員会規則13 - 147

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月11日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表朝倉部の部、玉川町の部、波方町の部、大西町の部、菊間町の部、吉海町の部、宮窪町の部、伯方町の部、上浦町の部、大三島町の部、関前部の部、中島町の部及び小田町の部を削り、同表砥部町の部を次のように改める。

砥部町	議会事務局		事務局長	
	町長部局	本庁	課（室）長 総務課 長補佐 監理財政課 長補佐 総務課職員 係長 監理財政課財 政係長	
			出先 機関	支所 支所長 診療所 所長 美化セ ンター センター長
			教育委 員会	事務局 教育長 課長 教育 機関 小学校 校長 教頭 中学校 校長 教頭 公民館 館長 学校給 食セン ター センター長 文化会 館 館長 図書館 館長

別表広田部の部及び長浜部の部を削り、同表内子町の部を次のように改める。

内子町	議会事務局		事務局長	
	町長部局	本庁	課（室）長 総務課 班長（人事又は予算 を担当するものに限 る。） 総務課主任 （人事又は予算を担 当するものに限る。 ）	
			出先 機関	支所 支所長 保育所 所長 保育園 園長 児童館 館長

教育委 員会	事務局 教育 機関	授産施 設	施設長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭
		公民館	館長
		学校給 食セン ター	所長
	幼稚園	園長	
農業委員会事務局		事務局長	

別表五十崎町の部、肱川町の部、河辺部の部、広見町の部及び日吉部の部を削り、同表津島町の部の次に次のように加える。

鬼北町	議会事務局		事務局長	
	町長部局	本庁	課（室）長 企画財 政課財政係長 総務 課庶務係長	
			出先 機関	支所 支所長 保育所 所長 診療所 所長
			教育委 員会	事務局 教育長 課長 教育 機関 小学校 校長 教頭 中学校 校長 教頭 学校給 食セン ター 所長
	農業委員会事務局		事務局長	

別表愛媛県今治市及び波方町共立北郷中学校組合の部、越智郡老人ホーム組合の部、今治地区事務組合の部、上浮穴郡生活環境事務組合の部を削り、同表備考1中「及び「村長部局」」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1(1)の表四国中央市の項学校名の欄中「四国中央市立寺内小学校」を削り、「四国中央市立新宮小学校」を「四国中央市立新宮小学校」に改め、同表新居浜市の項級別区分の欄中「3級」を「2級」に改め、同表上浮穴郡の項学校名の欄中「久万高原町立面河小学校」及び「久万高原町立柳井川小学校」を削り、「久万高原町立七川小学校」を久万高原町久万高原町

立面河小学校

立仕七川小学校 に改め、同表西予市の項同欄中「西予市立立柳井川小学校」

「西予市立遊子川小学校
田之浜小学校」及び「西予市立土居小学校」を削り、
西予市立高川小学校」

「西
西
西
西
「

予市立狩江小学校 「西予市立田之浜小学校
予市立高山小学校 西予市立遊子川小学校
予市立溪筋小学校 を 西予市立土居小学校 に改め、
予市立中筋小学校」 西予市立高川小学校」

西予市立河成小学校
西予市立魚成小学校 を削り、同表南宇和郡の項同欄中
西予市立下泊小学校 「愛
西予市立周木小学校」 愛

南町立家串小学校 を削る。
南町立中浦小学校」

1(2)の表新居浜市の項級別区分の欄中「3級」を「2級」

に改め、同表上浮穴郡の項中

久万高原町立面河中学校
久万高原町立柳谷中学校

2級」を削り、同項学校名の欄中「久万高原町立美川中学

校」を「久万高原町立面河中学校
校」を 久万高原町立美川中学校 に改め、同表西予市の項
久万高原町立柳谷中学校」

級別区分の欄中「2級」を「1級」に改め、同表南宇和郡の
項学校名の欄中 「愛南町立内海中学校
愛南町立中浦中学校」 を削る。

2(1)の表上浮穴郡の項学校名の欄中「久万高原町立美川小
学校」を削り、同表西予市の項同欄中 「西予市立大和田小学
西予市立蔵貫小学校

校 「西予市立高山小学校
を 西予市立魚成小学校 に改め、同表南宇和郡の項同
」
西予市立下泊小学校」

欄中 「愛南町立柏小学校」を 「愛南町立家串小学校
愛南町立船越小学校」を 愛南町立中浦小学校」 に改
める。

2(2)の表西予市の項及び南宇和郡の項を削る。

3(1)の表松山市の項の次に次のように加える。

上浮穴郡	久万高原町立美川小学校
------	-------------

3(1)の表西予市の項及び南宇和郡の項を削る。

3(2)の表に次のように加える。

西予市	西予市立明浜中学校
南宇和郡	愛南町立内海中学校
	愛南町立中浦中学校